

鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前		改正後	
○鎌倉市腰越漁港管理条例 昭和60年3月27日条例第14号 別表第1（第4条、第19条）		○鎌倉市腰越漁港管理条例 昭和60年3月27日条例第14号 別表第1（第4条、第19条）	
区分	利用料金の上限額	区分	利用料金の上限額
停係泊料	1そうにつき1日 総トン数5トン未満のもの 120円	停係泊料	1そうにつき1日 総トン数5トン未満のもの 120円
船揚料	総トン数5トン以上10トン未満のもの 130円	船揚料	総トン数5トン以上10トン未満のもの 130円
	総トン数10トン以上のもの 140円		総トン数10トン以上のもの 140円
陸揚料	水産物 重量50キログラムにつき 2円	陸揚料	水産物 重量50キログラムにつき 2円
	一般貨物 重量1トンにつき 60円		一般貨物 重量1トンにつき 60円
駐車料	1台につき1回（1日に限る。） <u>500円</u>	駐車料	1台につき1回（1日に限る。） <u>1,000円</u>
備考		備考	
1 漁船に係る停係泊料又は船揚料については、継続する停係泊の期間又は船揚げの期間が1月を超える部分の期間に係るものに限る。		1 漁船に係る停係泊料又は船揚料については、継続する停係泊の期間又は船揚げの期間が1月を超える部分の期間に係るものに限る。	
2 船舶に係る停係泊料及び船揚料については、水産物又は一般貨物の陸揚げ以外の目的で利用する場合に限る。		2 船舶に係る停係泊料及び船揚料については、水産物又は一般貨物の陸揚げ以外の目的で利用する場合に限る。	
3 陸揚料に係るもので水産物又は一般貨物の重量が50キログラム若しくは1トン未満であるとき又はこれらの重量に50キログラム若しくは1トン未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は50キログラム又は1トンとして計算する。		3 陸揚料に係るもので水産物又は一般貨物の重量が50キログラム若しくは1トン未満であるとき又はこれらの重量に50キログラム若しくは1トン未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は50キログラム又は1トンとして計算する。	
4 利用料金が日額で定められている当該利用に係る期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は1日として計算する。		4 利用料金が日額で定められている当該利用に係る期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は1日として計算する。	

改正前		改正後	
別表第2（第11条）		別表第2（第11条）	
区分	使用料	区分	使用料
業として行う写真、映画等の撮影又は興行	1日につき <u>16,000円</u>	業として行う写真、映画等の撮影又は興行	1日につき <u>20,000円</u>
その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1日近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格×(4/100)×(1/12)×(1/30)の算式により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1日近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格×(4/100)×(1/12)×(1/30)の算式により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
備考		備考	
<p>1 使用に係る期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は1日として計算する。</p> <p>2 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は1平方メートルとして計算する。</p> <p>3 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>		<p>1 使用に係る期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は1日として計算する。</p> <p>2 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は1平方メートルとして計算する。</p> <p>3 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	

改正前		改正後	
別表第3 (第13条)		別表第3 (第13条)	
区分	占用料	区分	占用料
電柱 (本柱、支柱及び支線柱)	1本につき1月 120円	電柱 (鎌倉市道路占用条例 (昭和57年1月条例第12号) 別表 (以下「 <u>占用条例別表</u> 」という。) 備考1に規定する第一種電柱、第二種電柱及び第三種電柱をいう。別表第4の2占用料の表区分欄において同じ。)	<u>占用条例別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部 (以下「<u>第1号工作物の部</u>」という。) 第一種電柱の項から第三種電柱の項までの規定を準用して算定した額</u>
電話柱 (電柱であるものを除く。)	同 50円	電話柱 (占用条例別表備考2に規定する第一種電話柱、第二種電話柱及び第三種電話柱をいう。別表第4の2占用料の表区分欄において同じ。)	<u>第1号工作物の部第一種電話柱の項から第三種電話柱の項までの規定を準用して算定した額</u>
その他の柱類	同 300円	その他の柱類 (第12条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱 (支線柱を除く。以下この表において同じ。) を除く。)	<u>第1号工作物の部その他の柱類の項の規定を準用して算定した額</u>
広告板類	広告等に使用される面の表面積 1平方メートルにつき1月 600円	広告板類	<u>第1号工作物の部広告塔の項の規定を準用して算定した額</u>
管類	長さ1メートルにつき1月 80円	管類	<u>占用条例別表法第32条第1項第2号に掲げる工作物の部 (以下「<u>第2号工作物の部</u>」という。) の規定を準用して算定した額</u>
<u>上記に掲げるもの以外の目的のための占有</u>	占有面積1平方メートルにつき1月 近傍類似の土地の1平方メートル	<u>その他のもの (第12条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱又は支線を除</u>	占有面積1平方メートルにつき1月 近傍類似の土地の1平方メートル

改正前		改正後	
	ル当たりの価格×(4/100)×(1/12)の算式により算定した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	く。)	ル当たりの価格×(4/100)×(1/12)の算式により算定した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
備考		備考	
<p>1 <u>広告等に使用される面の表面積若しくは占有面積又は占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は1平方メートル又は1メートルとして計算する。</u></p>		<p>1 <u>占有料の額が面積で定められているものに係る占有面積又は表示面積(多面のものにあつては、全ての表示面の合計面積)が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときはその満たない面積又は端数は1平方メートルとして計算し、占有料の額が長さで定められているものに係る占有の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときはその満たない長さ又は端数は1メートルとして計算する。</u></p>	
<p>2 <u>占有に係る期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は1月として計算する。</u></p>		<p>2 <u>占有料の額が年額で定められているものに係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、占有の許可の有効期間の初日の属する月から当該有効期間の末日の属する月までの月数により計算する。ただし、当該有効期間が31日以下であるときは、1月とする。</u></p>	
<p>3 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>		<p>3 <u>前項に掲げる場合において、占有料の額が100円未満となるときは100円とし、その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</u></p>	
		<p>4 <u>占有料の額が月額で定められているものに係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は、1月として計算する。</u></p>	
		<p>5 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>	

改正前		改正後		
別表第4（第14条）		別表第4（第14条）		
1 土砂採取料		1 土砂採取料		
土砂の採取	採取量1立方メートルにつき <u>230円</u>	土砂の採取	採取量1立方メートルにつき <u>300円</u>	
2 占用料		2 占用料		
区分	占用料	区分	占用料	
電柱（本柱、支柱及び支線柱）	1本につき1月 <u>120円</u>	電柱	<u>第1号工作物の部第一種電柱の項から第三種電柱の項までの規定を準用して算定した額</u>	
電話柱（電柱であるものを除く。）	同 <u>50円</u>	電話柱	<u>第1号工作物の部第一種電話柱の項から第三種電話中の項までの規定を準用して算定した額</u>	
その他の柱類	同 <u>300円</u>	その他の柱類（第14条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱（支線柱を除く。以下この表において同じ。）を除く。）	<u>第1号工作物の部その他の柱類の項の規定を準用して算定した額</u>	
広告板類	広告等に使用される面の表面積 1平方メートルにつき1月 <u>600円</u>	広告板類	<u>第1号工作物の部広告塔の項の規定を準用して算定した額</u>	
管類	外径0.2メートル未満	長さ1メートルにつき1月 <u>15円</u>	管類	<u>第2号工作物の部の規定を準用して算定した額</u>
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満	同 <u>30円</u>		
	外径0.4メートル以上	同 <u>80円</u>		
海水浴施設、売店、休憩所その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月 <u>280円</u>	海水浴施設、売店、休憩所その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月 <u>290円</u>	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	その他のもの（第14条第1項の許	占用面積1平方メートルにつき	

改正前		改正後	
	1月 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格×(4/100)×(1/12)の算式により算定した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	<u>可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱又は支線を除く。)</u>	1月 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格×(4/100)×(1/12)の算式により算定した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
備考		備考	
1 採取量、面積若しくは長さが1立方メートル、1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらに1立方メートル、1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、それぞれ1立方メートル、1平方メートル又は1メートルとして計算する。		1 <u>土砂の採取量が1立方メートル未満であるとき、又はその量に1立方メートル未満の端数があるときは、その満たない量又はその端数は、1立方メートルとして計算する。</u>	
		2 <u>占用料の額が面積で定められているものに係る占用面積又は表示面積(多面のものにあつては、全ての表示面の合計面積)が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときはその満たない面積又は端数は1平方メートルとして計算し、占用料の額が長さで定められているものに係る占用の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときはその満たない長さ又は端数は1メートルとして計算する。</u>	
		3 <u>占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、占用の許可の有効期間の初日の属する月から当該有効期間の末日の属する月までの月数により計算する。ただし、当該有効期間が31日以下であるときは、1月とする。</u>	
		4 <u>前項に掲げる場合において、占用料の額が100円未満となるときは100円とし、その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</u>	
2 <u>占用に係る期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端</u>		5 <u>占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未</u>	

改正前	改正後
<p><u>数があるときは、その満たない数又は端数は1月として計算する。</u>ただし、海水浴施設、売店、休憩所その他これらに類するもの（以下「海水浴施設等」という。）に係る占用にあつては日割りで計算し、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p><u>3</u> 海水浴施設等の占用区域内に設置する管類その他海水浴施設等の附属工作物に係る占用料は、海水浴施設等に係る占用料に含まれるものとする。</p> <p><u>4</u> 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p><u>満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は、1月として計算する。</u>ただし、海水浴施設、売店、休憩所その他これらに類するもの（以下「海水浴施設等」という。）に係る占用にあつては日割りで計算し、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p><u>6</u> 海水浴施設等の占用区域内に設置する管類その他海水浴施設等の附属工作物に係る占用料は、海水浴施設等に係る占用料に含まれるものとする。</p> <p><u>7</u> 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>